

東京都知事

小池 百合子 殿

**令和4年度
東京都予算等要望書**

一般社団法人
東京都造園緑化業協会

平素より造園建設業界発展のため、各段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会は、昭和52年4月に設立認可された一般社団法人で、首都東京における緑環境の重要性を深く認識し、都市緑化の推進及び緑化技術の普及啓発に関する様々な事業を行っています。

これまで、造園緑化技術や安全対策向上のための研修会・講習会、調査研究・情報収集・提供、行政や公共的団体が実施する緑化関連事業への協力等、会員のみならず都民の緑化意識の高揚を図るための取り組みを行ってまいりました。なかでも、これからの緑の担い手となる高校生のインターンシップ事業は、協会会員が造園関連の都立高校5校の生徒を受け入れ、就業体験を通して、学校と会員を繋ぐ大切な役割を担っています。また、東京都総合防災訓練に協力するとともに、東京都と災害協定を締結し、災害時には資機材や労力の提供により、公園の応急対策業務を担うこととしています。このように、当協会の会員は、東京都の緑豊かな都市、安全・安心な都市の実現のため、志高く取り組んでおります。

しかし、中小零細の域にある私たち造園建設業界が、東京の緑づくりに貢献し続けていくためには、東京都が発注する工事・委託等の受注機会を少しでも増やしていただくことがとても重要であると認識しております。

つきましては、私たち造園建設業界がおかれる現状をご理解頂き、以下要望事項について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項 1 : 「未来の東京戦略」実現に向けた公園緑地等関係予算の確保を

今年度はコロナ禍にあっても、前年度並の公園緑地事業予算を確保いただき、心より感謝申し上げます。しかしながら、東京オリンピック・パラリンピックの終了による公共事業費の抑制や新型コロナ対策のため財政調整基金の取り崩しにより、来年度の公共投資予算の削減が危惧されています。

コロナ禍で開催された今回のオリンピック・パラリンピックでは、会場となった公園の再整備、老朽施設の改修、バリアフリーの推進、サイン類の多言語化、IT活用など、公園のクオリティが一層向上しました。また、最近では民間事業者の創意工夫によるレストラン・カフェの設置により公園の賑わいが創出され、さらに今後は、PARK-PFI 制度の導入により、ますます魅力的な場へと変貌していくと思われまます。

公園緑地等の緑関連事業は、首都東京の安全・安心を守るうえで重要な事業です。集中豪雨による都市型水害、大型化する台風被害、懸念される首都直下型地震等の自然災害から都民を守るには、土木施設の構築に加え、グリーンインフラとしての緑が持つ防災機能を再認識し、今まで以上に活用することが必要と考えます。

本年3月、東京都は「『未来の東京』戦略」を発表しました。この中の15の主要プロジェクトの一つに「緑あふれる東京プロジェクト」があり、公園や緑地の整備、農地や自然地の保全、民間の都市開発等における緑創出等、あらゆる機会を通じて東京全体の緑の量的な底上げと質の向上を推進していくとしています。

オリンピック開催に向け取り組んできた流れをさらに一層推し進め、「未来の東京戦略」にある「首都東京にふさわしい緑あふれる東京の実現」のために、公園緑地の一層の整備・改修・維持管理費の確保を切にお願いいたします。

要望事項 2 造園委託業務に最低制限価格の設定を

東京都が発注する造園工事では最低制限価格が設定され、極端なダンピングは排除されておりますが、樹木管理などの造園関係の委託業務では最低制限価格が設定されておられません。

そのため、昨今の入札では、低価格落札が散見され、業務の品質確保や安全管理が手薄になっている状況が見られます。また、低価格受注の下では、優秀な造園技術者の確保は難しく、次世代の担い手の確保や人材育成の余裕もなくなります。そこで止むを得ず低賃金かつ経験の浅い技術・技能者や外国人就労者を配置せざるを得ない状況も生じており、造園建設業の将来の人材・技術の確保に懸念をもたらしています。

こうしたダンピングに対しては、総合評価制度の適用、配置技術者の資格要件、委託業務に対する成績評定の導入など、様々な対策も考えられますが、最低制限価格制度の導入により広範に諸課題が解消することが可能であります。

委託業務への最低制限価格制度の導入状況について、関東甲信（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、山梨、長野、栃木、群馬）の造園団体に確認したところ、何らかの形で導入済みが7県であり、導入されていないのは東京都と山梨県だけであることがわかりました。一方、東京都では、令和2年度から設計委託等において最低制限価格制度が試行で実施されております。

こうした現状に鑑み、造園工事と同様に、造園業務委託におきましても、より適正な価格で受注できるよう、最低制限価格制度の導入あるいは試行に向け検討していただきたく要望いたします。

要望事項3 街路樹剪定委託には街路樹剪定士の資格要件を

道路環境空間を、緑豊かでボリューム感があり、快適で美しい景観としていくには、高度な剪定技術を有する技術者による街路樹の維持管理が不可欠です。そのため、造園業界の全国組織である「一般社団法人日本造園建設業協会」は、平成11年度に「街路樹の健康を守り、その機能を十分に理解したうえで効果が発揮できるよう適切に剪定する専門家」である「街路樹剪定士」制度を創設し、技術者を認定してきました。

現在、全国に約15,000人、東京には約1,000人の認定者がおり、こうした資格者が都内の街路樹剪定委託に従事することを義務づけることで、のびやかで安全な道路の並木を形成することが出来ます。しかし、造園経験の浅い作業員が剪定を行えば、樹木の景観・美観を損なうだけでなく、樹木にも過度な負荷を与え、健全な生育を妨げ、大気の浄化や微気象変化の緩和、緑陰の提供などの機能も損なわれます。

現在都内には、約100万本の街路樹がありますが、圧倒的な存在感のある街路樹は限られています。オリンピック関連道路では、総合評価制度による街路樹の樹冠拡大を進めてきましたが、その他の主要路線にも樹冠拡大を目指した美しい街路樹づくりを進める必要があります。

そのため、街路樹剪定委託の参加要件には、常駐可能な街路樹剪定士を有する事業者に限定するか、又は、現場代理人や主任技術者のいずれかが街路樹剪定士の資格保有者に限定するか、などの対応をお願いいたします。

要望事項 4 : 首都東京の豊かな緑の育成のために緑の専門家の活用を

東京都の公園面積は、前回オリンピックの頃には約 500ha だったものが、現在は海上公園（港湾局）を含めると約 2,900ha にまで拡大してきました。植えられた樹木は生長し、枝葉を大きく広げてきておりますが、なかには高齢化や密集化により衰退しつつあるものも見受けられます。都民の身近な緑を、次世代へ、そして今後数百年にわたって地域に親しまれ、地域のシンボルとしていくためには、1本1本の公園樹木を見守り、健全に育てていくことが必要です。

街路樹についても同様です。東京都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため無電柱化事業を進め、本年2月には、「無電柱化加速化戦略」を策定し、これまで以上のスピードで無電柱化を推進するとしています。無電柱化を進めるには、歩道の街路樹が支障になり、移植あるいはやむを得ず伐採せざるを得ない場合もあります。しかし、大きく成長した街路樹は、地域住民に愛されており、支障となる街路樹の取扱いについては、住民の理解と協力が欠かせません。

そのためには、樹木医、街路樹診断士、植栽基盤診断士など、植物・土壌など樹木に関する高度の知識・技術を有する緑の専門家の積極的な活用が望まれます。また、無電柱化工事に付帯する街路樹の診断・移植・保護などの造園工事は、樹木のプロフェッショナル集団である造園業界に直接発注をしていただくようお願い申し上げます。

小池東京都知事 令和4年度予算要望ヒアリング資料

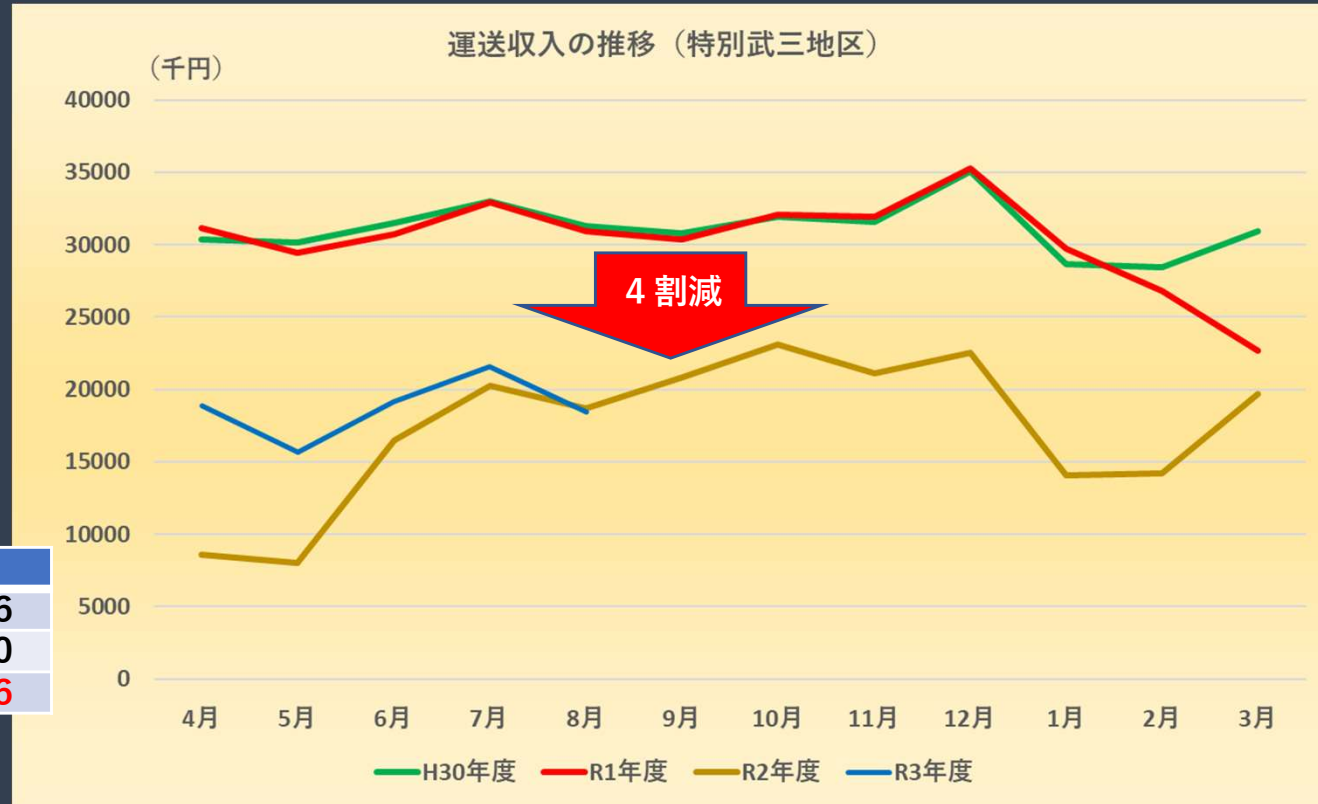


タクシー事業の維持・継続のための支援要請

～地方創生臨時交付金によるタクシー業界への支援～

■コロナ禍による業界への影響

- ・ 廃業等により会員数は▲24
- ・ 車両数は▲776の減
- ・ 関東管内では、**神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木**の各県が地方創生臨時交付金を活用し、タクシー業界へ支援
- ・ 未曾有の危機に直面している東京のタクシー業界にも、台あたり5万円の支援のお願い



東タク協の会員数及び車両数推移

年 月	会員数	車両数
令和2年3月末	404	32,956
令和3年6月末	380	32,180
増 減	△24	△776

■最近の他県の状況

- ・ 千葉県千葉市 タクシー1台あたり4万円（10月発表）
- ・ 大阪府 タクシー1台あたり4万円（9月発表）
- ・ 兵庫県、神戸市
タクシー1台あたり7千円（9月発表）
- ・ 兵庫県伊丹市 タクシー1台あたり2万円（9月発表）
- ・ 新潟県、山形県、福島県
タクシー1台あたり5万円（9月発表）



コロナ禍における就職支援制度の拡充

～タクシー乗務員不足を解消するために～

■ コロナ禍による現状

- ・ コロナ禍により乗務員は**5,000名規模**（R2.3～R3.6の1年3ヶ月）で減少（これまでは**1年間で1,300名程度**）
- ・ このままでは、稼働車両が減少し、荒天時等における稼働維持が非常に難しい
- ・ 新規採用時の諸経費について、乗務員になるまでの**賃金を保障せざるを得ない**ことから、支援の継続と拡大のお願い



■ 就職から乗務開始までにかかる費用

- ・ 二種免許取得にかかる費用
～ 22万円前後
- ・ 乗務開始までに必要な費用
（東京タクシーセンター研修費用、NASVA適性診断費用）
～ 2万円前後
- ・ 車内研修や日当の保障（約30日間）
～ 30万円前後

法人タクシーの登録者数及び交付者数推移（東京タクシーセンター調べ）

年月	登録者数	交付者数	年度	登録者数	交付者数
令和2年3月末	70,679	58,257	平成30年度	71,254	59,608
令和3年6月末	67,370	53,169	令和元年度	70,679	58,257
増減	△3,309	△5,088	増減	△575	△1,351

環境性能の高いUDタクシーのさらなる導入

～2030カーボンハーフスタイルへの貢献～

避難所



停電などの非常時に電気製品が使える。

電力供給時間 約3.5日

LPGを電気に変換し、供給量の少ないエネルギーで迅速な電源供給が可能。災害時も地域社会に貢献できます。

写真は既(上)映クレード

メインスイッチ

ラダーグループ(アース端子付)



都道府県別自家用乗用車の100世帯当たり保有台数 (2019年3月末現在)



注：軽自動車を含む。

- 東京のタクシー全てを環境性能の高いUDタクシーに変えることで、CO2排出量が減少し、東京の空気・景色がさらに変化
- 「2050年CO2排出実質ゼロ」の実現に向け、2030年までの10年間で温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」に貢献
- 5月のJPN TAXIマイナーチェンジにより、家庭用電源を確保可能(約3.5日間の電源供給が可能)となり、地震や風水害時に避難所等へタクシー車両を派遣し、ライフラインを確保することが可能
→ 環境対応+災害対応に向け、JPN TAXI導入にさらなる支援のお願い

高齢者・障害者の外出支援

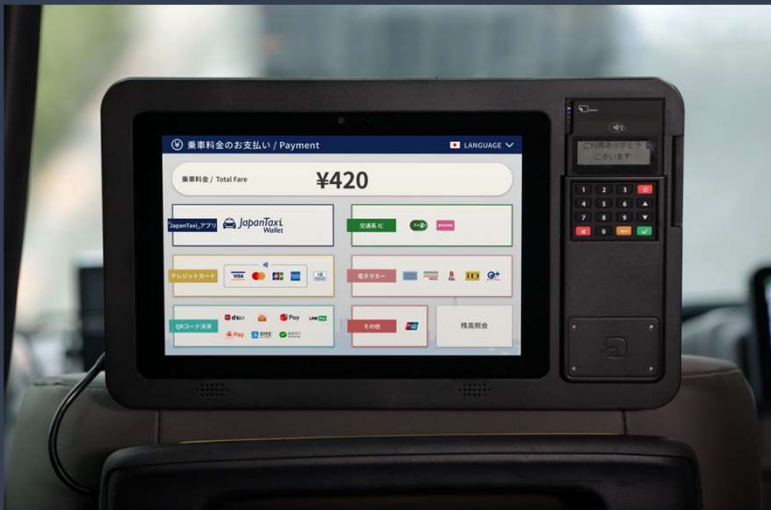
～ドア・ツー・ドア輸送が可能な公共交通はタクシーだけ～



- 平成2年より適用されている**障害者割引（1割引）**は、タクシー事業者の負担による**公共的割引**であり、その負担額は**年間10億円**（平成30年度、協会調べ）
- 昨今のコロナ禍での長引く需要低迷により、障害者割引の負担が経営を圧迫
- コロナ禍のなか、より多くの高齢者や障害者の方が安全・安心にタクシーサービスを受けられるよう、バス・鉄道における**シルバーパス同様の外出支援策創設**のお願い

インバウンド復活に向けて

～国際的人気観光スポット「東京」における多言語タブレット設置拡大～



■訪日外国人がストレスフリーでタクシーを利用できる支援ツールの**継続**のお願い

令和3年11月9日

東京都知事
小池百合子様

東京都私立幼稚園連合会
会長 内野光裕
東京都私立幼稚園PTA連合会
会長 月本喜久

令和4年度 私立幼稚園等補助金予算について（要望）

東京都におかれましては、幼児教育の充実を都政の重要課題の一つとして位置づけ、様々な幼児教育振興施策を講じてくださり、厚く御礼申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、数度にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の中ではありましたが、各園が感染対策や工夫を行い、新型コロナウイルス対策の中から改善すべき点も見出されてきた一年でありました。経常費補助及び教育振興事業費補助、保護者負担軽減事業費補助等、効果的な補助制度に支えられ、子ども達の教育環境を絶やすことなく、遊びの場を確保し、雇用の維持を行うことができました。

また、この機に、幼児教育質向上のための取り組みに、新たなるご支援を賜りましたこと、重ねて感謝申し上げます。

幼稚園を取り巻く環境が大きく変化する中で、保護者や地域の期待に応え、質の高い幼児教育を提供していくためには、優秀な教職員の確保育成を図るとともに、教育水準の向上に向けた取組を着実に進めていく必要があります。平成30年度より経常費補助における教職員給与の算定基礎額の改善をお図り下さり、幼児教育の質向上に直結する処遇改善に道筋をお付けいただきましたが、保育士等の処遇とは開きがあります。幼児教育の担い手や質の向上について、引き続きご配慮くださいますようお願い申し上げます。

また、令和元年10月の「幼児教育・保育の無償化」は私立幼稚園の無償化上限額を、全国一律年間308,400円としました。この際、都は東京都内私立幼稚園の納付金額平均と国基準値との差を埋めるべく、保護者負担軽減補助の仕組みを見直していただきましたが、保護者には少なからぬ幼児教育費負担が残っております。私立幼稚園保護者の幼児教育費が真に無償に近づきますよう、更なる負担軽減措置をお願い申し上げます。

私立幼稚園は、安心して子どもを産み、心豊かに育てられる、希望に満ちた未来の実現に貢献したいと願っております。何卒、特段のご理解とご高配を今後とも賜りますようお願い申し上げます。

1 私立幼稚園経常費補助

平成30年度、私立幼稚園経常費補助を積算するために使われている教職員給与について見直しをいただき、令和2年に至るまで、算定基礎額を改善していただきました。しかしながら、保育士等の処遇とは、未だ開きがあります。人格形成の基礎を培う幼児教育、その現場を担う教職員の確保育成に資するため、教職員の処遇改善に配慮した措置をお図り下さいますようお願い申し上げます。

加えて、子育て支援などの機能拡大、無償化に係る事務量、研修代替え教員確保、学校評価の強化など、園統括業務が急増しています。園長を補佐する副園長（教頭）等管理職への支援の拡充をお願い申し上げます。

また、ティーム保育の推進、及び、満三歳児保育、加えて未就園児に対する子育て支援の取組について更なるご支援をご考慮いただけますようお願い申し上げます。

幼稚園の安全対策等についても、引き続きご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

2 私立幼稚園教育振興事業費補助

宗教学法人立園及び個人立園等に対する深いご理解のもとに本補助制度の維持継続についてご配慮いただいております。

令和4年度においても、私立幼稚園経常費補助と同様のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

3 保護者負担軽減事業費補助

国が全国一律に設定した幼児教育無償化上限額年間308,400円は、東京都内私立幼稚園の年間納付額平均とは大きな開きがあることから、都は本補助制度を見直していただきました。

しかしながら、教職員の処遇改善や教育水準の向上を図るには、幼稚園に対する補助の拡充があったとしても、保護者負担の引き上げを行わざるをえず、区市町村の保育料不徴収で完全無料となる認可保育所に対し、保護者の不公平感も増大しています。保護者負担軽減について更なる見直しをお訴えせざるを得ません。私立幼稚園保護者の幼児教育費も実質無償となりますようご配慮をお願い申し上げます。

4 私立幼稚園特別支援教育事業費補助

設置形態に関らない補助を、対象人数の多寡を問わず実施していただいております。

心身に何らかの障害を有し、教育上特別な配慮を必要とする幼児の状況は多様化、増加傾向にあり、個別支援計画を立案しきめ細かく対応するための、教員の研修や増員、特別支援コーディネーターの指名等、かつて無い対応が求められ、園の負担は大きくなっています。支援をご拡充くださいますようお願い申し上げます。

5 預かり保育の推進

預かり保育については、多くのご家庭からさらなる充実が期待されています。平成29年度からは「TOKYO子育て応援幼稚園」が立ち上がりました。今後も引き続きその拡充をお願い申し上げます。また、多くの幼稚園が実施している預かり保育推進補助についても拡充をお願い申し上げます。

6 震災対応、省エネ、教育環境整備の推進

設置形態に関らない補助をいただいている耐震補助に加え、遊具教具等の整備等、子供達の安全確保や教育環境整備事業の実施、省エネ設備等導入事業費助成制度の充実をしていただいております。今後とも、子供達が安全に過ごすため、教育施設整備事業の継続実施とともに、幼児教育の質向上のための環境整備についても引き続きご考慮賜りますようお願い申し上げます。

7 幼児教育の質向上に関わる補助

令和3年度に、幼児教育の向上に対する新たな取り組みをご支援いただく補助制度を創設していただき御礼申し上げます。しかしながら新たな取り組みと成果取りまとめが、教職員の新たな負担にもなる懸念されています。柔軟な対応をお願い申し上げます。

8 認定こども園に対する補助

幼児教育、保育の無償化がはじまり、1、2号児間の移動が流動的になっています。利用定員の見直しを迅速にできますようお願いいたします。

また、保育教諭に対する都のキャリアアップ補助は2・3号児分しか対象とならず、1号児の多い幼稚園由来の認定こども園においては、認可保育所に比べて処遇改善が薄まってしまうという問題は未だ解決されておられません。認定こども園化を志向する園に対するご支援と合わせ、教育と保育ともに高い質を保てるよう認定こども園振興施策について特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和3年11月9日

東京都知事

小池百合子様

東京都認証保育所推進連盟

全国認可保育所東京都認証保育所協会

会長 毛利 千恵

一般社団法人日本こども育成協議会

会長 廣島 清次

令和4年度 東京都予算等に係る要望書

東京都認証保育所及び当推進連盟に対しましては、日頃よりご指導ご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

認証保育所は、認可保育所の増加傾向に反比例するように減少傾向を辿っており、令和3年4月現在、500か所となりました。

減少が始まった平成27年度からの累計で約210か所、定員7,800名余りの減となっており、この主な要因は、認可保育所や地域型保育に移行したことによるものと思われま

す。それでも認証保育所の利用児は13,600余名おり、様々な種別の保育施設がある中で、認可保育所に次いで2番目に多い利用となっております。

これもひとえに、利用者との直接契約、13時間開所、駅近くへの設置など、その特色を活かし、利用者本位、子ども本位の運営を行ってきたことにより、利用者から信頼と支持を得ているからと考えております。

当推進連盟といたしましては、引き続き、都内の地域特性に応じた多様な保育ニーズ、子育てニーズに応え、今まで以上に存在価値を高めてまいります。

このため、下表のとおり、令和4年度東京都予算等に係る要望をとりまとめましたので、実現のほど、よろしく願い申し上げます。

要 望 事 項

1 幼児教育・保育の無償化に係る給付金の取扱いについて

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

幼児教育・保育の無償化に係る給付金について、保護者が「無償化」を実感できる方法とスピードで支給されるよう要望いたします。

【要望理由】

認証保育所は幼児教育・保育の無償化の対象施設となっており、0歳から2歳までの非課税世帯と、3歳から5歳までの保育の必要性の認定を受けた世帯には保育料の無償化のための月額 42,000 円又は月額 37,000 円が給付されています。

この制度自体は保護者の負担が減るなど大変に有意義なことだと考えておりますが、無償化に伴う給付金の支払いにおいて、無償化を保護者が実感しにくくなるという課題が残っています。

施設が保護者に代わって給付金を受領し、保護者は施設が定める保育料との差額分のみを施設に納めるとする「法定代理方式」をとる自治体がある一方、保護者は保育料全額をいったん施設に納め、6か経ったあとに給付金の合計額を自治体に請求し、その2か月後くらいに支払われる（年2回の支払い）という、いわゆる「償還払い方式」をとる自治体もあります。後者の場合、保護者が負担する給付金額は、6か月分で数十万円に上ります。

保護者にとっては、その時々を経済的負担はあまり減らず、毎月のやりくりはこれまで同様苦しいまま、入所時も半年どころか8か月も待たなくてはいけないというハードルのため、入所を躊躇する場合があります。

また、法定代理受領方式を採用する自治体の保護者とは負担感も不公平感も違います。

給付金の支払い方式等の決定は区市町村ではありますが、保護者の利便性やメリットに鑑み、法定代理受領への移行や償還払い方式をとるにしても毎月払いとするよう働きかけを強めていただき、保護者の負担を少しでも減らす方式に改めるよう要望します。

要 望 事 項

2 保育所の看護職配置について(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

保育所への看護職配置のための加算の創設を要望いたします。

【要望理由】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く今日にあって、保育所では感染症対策の重要性や実効性と共に、子どもたちの体調管理がますます難しくなってきています。

2021年度の前半期、そのコロナウイルス感染症の最中にRSウイルス感染症が全国的に大流行しました。RSウイルスは一部の子どもに対し突然死を引き起こす要因の一つになるともいわれていますが、低年齢ほど重症化しやすく、保育現場ではどこも予断を許さない状況が続きました。

0歳や1歳の子どもたちを預かる認証保育所は、現在、医療従事者を医療従事者として配置する手立てがありません。

制度上は、看護師資格保有者を保育士として配置することは可能とされておりますが、医療従事者のひっ迫が叫ばれている今日、保育士職の給与水準での採用は困難です。

今後、保育現場での医療的対応はますます難しくなると考えられます。

新型コロナウイルス感染症と共に生きるこれからの子どもたちの健やかな日々のために、0歳児の預かりが必須となっている認証保育所における医療従事者、特に、看護師を看護職として配置するための加算の創設を強く要望します。

要 望 事 項

3 賃借料加算について(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

賃借料加算を認可保育所と同水準に引き上げることを要望いたします。

【要望理由】

認証保育所の用に供する建物が賃貸物件である場合に賃借料加算が設定されています。

認証保育所は定員 40 名までは一律に 8,800 円とされ、以後、定員の増加と共に額が下がっていく仕組みとなっています。一方、認可保育所は都市部の場合、定員 20 名で単価が 17,600 円、その後、定員 21 名から 30 名までは単価 12,200 円となるなど定員に応じて下がっていきます。定員 20 名の園と比較すると認証保育所は認可保育所の賃借料補助の半分しか加算されません。

言うまでもなく、認証保育所は東京都内で運営しています。賃借料補助は賃貸物件で運営している園にのみ給付されます。施設の運営形態と賃借料には何の関係もなく、非常に近い距離で運営していたとしても認証保育所のみが高負担の賃借料を支払うことになっています。つきましては、東京都内の独自の保育所として、この格差を是正し、賃借料加算に対し認可保育所と同水準まで補助額を増額していただけるよう要望します。

要 望 事 項

4 キャリアアップ補助金について(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

キャリアアップ補助金に係る次の2項目について要望いたします。

- ① 設置主体の別を問わず、キャリアアップ補助金の賃金改善のために要する経費の下限を1/2とすること。
- ② 子育て支援員研修の修了者を少なくとも1人以上配置することという要件を撤廃すること。

【要望理由】

- ① 社会福祉法人の場合、キャリアアップ補助金は「交付額の2分の1以上の額は、人件費のうち賃金改善に要した経費とする」と規定されており、2分の1までは処遇改善以外の人件費への充当が認められています。一方、設置主体が社会福祉法人以外の場合、キャリアアップ補助金は全額賃金改善分のみ充てることができますが、職員の処遇を改善するために独自に加配する職員の人件費に充て職員数を増やし、元の職員の負担を減らし、あるいは休日を取得しやすくする「改善」などは行えません。

社会福祉法人ではない場合でも、総額の半分程度を人件費に充当することで結果として保育士の処遇改善につながる使い方は多数存在します。毎年支払われるキャリアアップ補助金のうち、2分の1は設置主体の別なく(社会福祉法人への優遇をなくし)賃金改善費以外の人件費に充当することを認めてもらい、職員の処遇改善が出来る制度への変更を希望します。

- ② キャリアアップ補助金の交付要件の一つとして、子育て支援員研修の修了者を少なくとも1人以上配置するよう求める上乗せ要件があり、この要件は認証保育所にのみに課されています。

この基準は、認可に比較して少ない運営費のまま、認可並みに引き上げるものであり、現場を硬直化させ、当初目的であった認可保育制度とは別の“東京都に一つしかない新しい保育制度”としての認証保育所制度を形骸化させ、認可化していくような流れです。

この上乗せ要件を撤廃していただくようお願いします。

要 望 事 項

5 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業について

(全国認可保育所東京都認証保育所協会)

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業の実施の継続並びに現行水準の維持を要望いたします。

【要望理由】

保育従事職員宿舎借り上げ支援事業は、事業開始以降、対象の範囲が拡大され勤務年数の要件が緩和されるとともに、国制度の補助率改善による事業主負担の軽減が行われるなどの経過の中で、令和 2 年度に 2 万人、令和 3 年度には 2 万 8 千人を超す保育従事職員がその支援を受ける、すでに現場にとっては、欠かすことのできない保育士確保策の一つとなっております。

昨年度来、すでに都内の区市町村では事業者に向けて今後の減額または廃止が提示されている区市もあります。減額または廃止は、直接に保育士の離職・転居等を誘発するものです。また、仮に減額となった場合、事業者は宿舎借上げを継続せざるを得ず、そのために多額の家賃負担を余儀なされる事態が生じかねません。高負担ゆえに事業者が補填することが不可能な場合、これまでのような保育士確保は困難になると思われまます。申し上げるまでもなく、東京都の賃料は他県とは比較にならない高水準のまま推移しており、空き家問題が生じている今日においても、その水準が下がる気配はありません。

認証保育所で働く保育士の生活にとって宿舎借り上げ支援事業の廃止は、直接に最も大きな打撃を与えることも予想されます。

第一に、この事業の継続を要望いたします。第二に、従来と同水準の支援の実施をぜひ継続していただきますよう重ねて要望いたします。

要 望 事 項

6 新型コロナウイルス感染症対策について(日本こども育成協議会)

保育所における新型コロナウイルス感染症対策については、都におきまして、保育士等へのワクチンの優先接種や臨時休園等に対する補助など、様々な支援を賜っているところです。

また、昨今は、ワクチン接種率の向上などにより、感染者数は激減傾向にあります。

しかしながら、今後、冬に向かうに当たり、エッセンシャルワーカーを支える保育施設におきましても、気を緩めることなく業務を遂行していくことが重要と考えております。

つきましては、再拡大防止の観点から、次の対策を講じていただきたく要望いたします。

① 感染者（職員、園児）が出た場合は、クラスター発生防止の観点から、全職員を対象とした PCR 等の行政検査体制を整備すること。

併せて、保健所を介した PCR 検査が困難な場合は、保育施設において民間医療機関に検査を依頼し、その経費を行政負担とするような仕組みを構築すること。

② 休園や登園自粛の措置は、感染拡大を防止するうえで極めて有効な措置であり、保育所、保護者の双方にメリットがあるので、都において、区市町村及び保育事業者が共通認識を持って対応できるよう、具体的な対応マニュアルを整備しておくこと。

また、保護者の不平、不満や混乱が生じないように、都において、対応マニュアルが保護者に十分周知されるよう取り組むこと。

③ 現在実施されている「保育環境改善等事業」は、国及び区市町村がそれぞれ 1 / 2 を負担する制度となっています。

感染防止対策の徹底を図るため、全ての区市町村で実施されるよう、都としても経費を負担し、区市町村の負担軽減措置を講じること。

【要望理由】

① 厚労省発表（本年 10 月 14 日現在）では、これまでに感染者が発生した保育所等は全国で 6,803 所あり、感染者数は職員 6,486 名、利用乳幼児 9,390 名となっています。

当協議会が本年 8 月に実施したアンケート調査でも、回答事業者 28 のうち、「感染あり」は 11 事業者（44 保育施設）で約 4 割の感染率であり、そのうち、園児と職員の両方が感染した保育施設は 26（約 6 割）に及ぶという結果となりました。

このように、多くの保育所等で感染が拡大しました。引き続き、クラスターが発生しないよう、万全な対策が不可欠です。

② 区市町村による休園や登園自粛の措置は、依然として、まちまちであり、情報の入手が容易な今日、保護者からは、入手情報をもとにした不平不満が生じています。

対応の基準を明確化し、これを都、区市町村、事業者及び保護者が共有することにより、「休園」措置や「登園自粛」要請も保護者の納得が得られやすくなると思われます。

③ 新型コロナウイルス対策は、財政的な面から全区市町村が足並みをそろえて実施されない状況があります。

このため、未実施の区市町村から感染が拡大していくおそれがあり、十分な実施効果が期待できないおそれがあります。

したがって、全ての区市町村が実施できるよう、都において、財政面での支援をすべきであり、現在の区市町村1／2負担を、都1／4、区市町村1／4負担とするなど、区市町村の負担軽減を図る必要があります。

要 望 事 項

7 認証保育所の運営の弾力化について（日本こども育成協議会）

「東京都子供・子育て支援総合計画」に基づく安心して子供を産み育てられ、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現は、子ども・子育ての多様な取組を推進することにより効果的に実現できるものであり、都独自の制度である認証保育所も、その役割を担う一員とも言えます。

このために、地域の子ども・子育てニーズに応じて弾力的に対応できるよう、認証保育所事業実施要綱を改正していただきたく要望いたします。

【要望理由】

認証保育所制度は、認可保育所だけでは十分対応しきれていない多様な保育ニーズに応じていくための制度として発足しました。

このため、制度発足当初ニーズが強かった0歳児受入れ枠の設定、13時間保育などが実施要件とされました。

しかし、今日では、認可保育所の増設に加え、小規模、地域型、企業主導型と様々な運営形態の保育事業が実施され、多様な保育ニーズに応えられるようになりました。また、産前産後休暇制度や育児休業制度の普及により、0歳児は家庭での保育が主流となりつつあります。

一方で、児童虐待は増加の一途を辿り、千葉県での痛ましい事件も発生しております。

認証保育所は、都が定めた実施要綱に基づき運営されており、認証保育所A型については、3歳未満児の定員を総定員の半数以上とすること、0歳児の定員を設定すること、開所時間を13時間以上とすることなどの要件が設定されております。

しかし、今日、この一律に課された要件は、地域の保育ニーズに必ずしも合致していない場合もあり、地域の子育てニーズへも十分応えているとは言えません。

少子化が一層進展する中で、次代を担う子どもを健全に育てていくため、認証保育所は、国の保育制度に捕らわれない都の単独事業としての強みを発揮し、「保育」を基本としながらも、ニーズの多い学童クラブや地域の子育て支援など多様な子育て支援に取り組んでいくべきと考えます。

つきましては、認証保育所の弾力的運用により、東京における子育て支援がさらに前進するよう、事業実施要綱を見直し、その実施促進のために運営費補助の充実を要望いたします。